

気候関連開示（公開草案） 産業別開示要求 【廃棄物処理（IF-WM）産業編】

2022年6月

SSBJ設立準備委員会 事務局

※不許複製・禁無断転載：
公開草案の原文及び日本語仮訳は、IFRS財団の著作物となります。
複製及び使用の権利は厳しく制限されております。

- ❖ 本資料は、2022年3月31日にIFRS財団から公表されたIFRS S2号公開草案「気候関連開示」の付録B「産業別開示要求」のうち、**廃棄物処理（IF-WM）産業に関連する部分の概要**についてご説明することを目的としています。
- ❖ 本資料では、当該付録B「産業別開示要求」に関し、以下の事項について記載しています。
 - ▶ 産業別開示要求の構成
 - ▶ 指標の**技術的プロトコル**（定義、範囲、適用及び調製に関するガイダンス）において、「shall（～しなければならない）」「shall not（～してはならない）」と記載されている事項を**太字**で記載しています。
 - ▶ 上記以外の事項でも、当該事項に即した開示を行うに際して**特に有用であると当事務局が判断した事項**を記載しています（そのため、すべての事項について記載しているわけではありません）。
 - ▶ 産業別指標を開示するまでの流れ

本資料は、IFRS財団のホームページにおいて公表された当該付録B「産業別開示要求」の日本語仮訳をもとに、SSBJ設立準備委員会事務局が作成したものです。

本資料における意見に係る部分は、あくまでも当委員会のスタッフ個人の見解であり、当委員会の公式見解ではございません。

S2基準案の付録B「産業別開示要求」は、産業ごとに以下が記載されている

産業の説明	<ul style="list-style-type: none">❖ 関連するビジネスモデル、基礎となる経済活動、一般的なサステナビリティ関連の影響 (impacts) 及び依存関係 (dependencies)、並びに当該産業への参加に特徴的な他の共有される特徴を定義することにより、適用範囲を明確にすることを意図している
開示トピック及びトピックサマリー	<ul style="list-style-type: none">❖ 開示トピックとは、特定の産業内の企業によって行われる活動に基づいて、特定のサステナビリティ関連のリスク又は機会を定義するもの❖ 経営又は経営の失敗が企業の企業価値にどのように影響するかについての簡単な説明 (トピックサマリー) が含まれる
指標	<ul style="list-style-type: none">❖ 開示トピックに付随し、個別に又は1セットの一部として、特定の開示トピックのパフォーマンスに関する有用な情報を表示するように設計されている
技術的プロトコル	<ul style="list-style-type: none">❖ 定義、範囲、適用及び調製に関するガイダンスを提供する
活動指標	<ul style="list-style-type: none">❖ 企業による特定の活動又はオペレーションの規模を定量化するもの❖ データを正規化して比較を容易にするため、指標と組合せて使用することを意図している

**産業名
(68産業)**

衣服、装飾品及び履物

産業の説明

産業に関する記述

「衣服、装飾品及び履物」産業には、男性用、女性用及び子供用の衣類、ハンドバッグ、宝石、時計及び履物を含むさまざまな製品の設計、製造、卸売及び小売に関わる企業が含まれる。製品の大部分が新興市場のベンダーによって製造されることにより、この産業に属する企業が主として設計、卸売、販売促進、サプライ・チェーンの管理及び小売といった活動に焦点を当てることを可能にしている。

サステナビリティ開示トピック及び指標

表 1. サステナビリティ開示トピック及び指標

開示トピック

指標

トピック	指標	カテゴリー	測定単位	コード
	優先原材料の調達に関連する環境及び社会リスクの記述	説明及び分析	該当なし	CG-AA-440a.1
原材料調達	環境又は社会サステナビリティ基準（又はこの両方）の第三者認証を受けた原材料の割合（基準ごとに）	定量	重量ごとのパーセンテージ(%)	CG-AA-440a.2

「衣服、装飾品及び履物」産業は、綿、革、羊毛、ゴム、並びに貴重な鉱物及び金属など、最終製品の主要なインプットとして多数の原材料に依存している。

気候変動、土地利用、資源不足、及び当該産業のサプライ・チェーンが事業を展開する地域での紛争に関連するサステナビリティの影響(impacts)は、産業において原材料を調達する能力をこれまで以上に形成している。

潜在的な原材料不足、供給停止、価格変動及び風評リスクを管理する企業の能力は、透明性に欠けることが多いサプライ・チェーンを通じて地理的に多様な地域から原材料を調達するため、さらに困難になっている。

この問題の効果的な管理を行わないことは、**利益の減少、収益成長率の抑制又は資本コストの増加（又はこれらのすべて）につながる**可能性がある。さまざまな原材料を調達することに関連するリスクの種類に応じて、サプライヤーへの関与、透明性の向上、認証基準の使用又は革新的な代替原材料の使用（又はこれらのすべて）を含め、さまざまな解決策が必要になる可能性がある。

最も積極的な企業は、**ブランドの評判を向上させ、新しい市場機会を開拓する一方で、価格変動や潜在的な供給停止にさらされるリスクを減らす**可能性が高い。

コード： CG-AA- 440a.1	指標： 優先原材料の調達に関連する環境及び社会リスクの記述	測定単位： 該当なし
1 1.1	<p>優先原材料の調達から生じる環境及び社会リスクを管理するための戦略的アプローチを説明する</p> <ul style="list-style-type: none"> • 優先原材料：企業の主要製品に不可欠なもの • 主要製品：過去3会計年度のいずれかにおいて連結売上高の10%以上を占めたもの 	
2	企業が優先原材料をどのように識別したかに関する方法を含める	
4	優先原材料は、当該原材料を直接購入したか、サプライヤーを通じて購入したかに関わらず開示する	
7	<p>綿花を優先原材料の一つとして識別した場合、以下を説明する</p> <ul style="list-style-type: none"> • 水ストレスのある綿花栽培地域に対する脆弱性 • これらの地域から綿花を調達することによる価格変動のリスクをどのように管理しているか 	

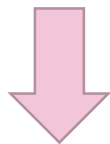
コード	活動指標	カテゴリー	測定単位
CG-AA-000.A	(1)Tier 1サプライヤーの数	定量	数
	(2)Tier 1の先のサプライヤーの数	定量	数

- Tier 1サプライヤー：報告企業と直接取引するサプライヤー
- Tier 1の先のサプライヤー：報告企業のTier 1サプライヤーにとって重要なサプライヤー

Tier 1の先のサプライヤーのデータが仮定、見積り、又は他の不確実性を含む方法に基づいているかを開示しなければならない

気候関連の産業別指標を開示するまでの流れ(1)

適切な産業の 選択



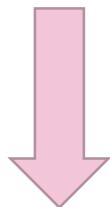
- ❖ S2基準案の付録B「産業別開示要求」B1巻からB68巻は、SASBスタンダードの「Sustainable Industry Classification System®」(SICS®)のうち、気候関連の指標がある**11セクター・68産業**で編成されている
- ❖ 企業は、単一又は複数の産業を識別しなければならない(S2基準案 B8項)
- ❖ 企業が複数の産業にまたがる可能性が高い、幅広い活動に参加している場合、複数の産業別要求事項を適用する必要がある可能性がある(S2基準案 B9項)

重大なリスク 及び機会の識別



- ❖ 企業は、企業がさらされている**重大な (significant) 気候関連のリスク及び機会**を識別し、記述しなければならない(S2基準案 第9項(a))
- ❖ その際に、企業は、産業別開示要求(付録B)の中の「**開示トピック**」(特定の産業のリスク又は機会が定義されている)を参照しなければならない(S2基準案 第10項)

指標の特定



- ❖ 企業は、「戦略」に関する要求事項を満たすための開示を作成する際、産業横断的指標カテゴリー及び**開示トピックを伴う産業別指標の適用可能性**を参照し、考慮しなければならない(S2基準案 第11項)
- ❖ 一般目的財務報告の利用者が、重大な (significant) 気候関連のリスク及び機会を企業がどのように測定し、モニタリング及び管理するのかについて理解できるよう、企業は、**付録 B「産業別開示要求」において定められている産業別指標を開示**しなければならない(S2基準案 第19項、第20項(b))
- ❖ 企業は、企業がさらされている**気候関連のリスク及び機会を適正に表示する**という視点を持って、関連するフルセットの産業別要求事項を**すべて参照**しなければならない(S2基準案 B16項)

(次頁に続く)

気候関連の産業別指標を開示するまでの流れ(2)

(前頁からの続き)

指標の特定

- ❖ 定量的情報の開示に係る産業別要求事項が、産業横断的指標カテゴリー（S2基準案 第21項(a)から(e)）に関連する開示の要求事項を満たすか確認し検討しなければならない（S2基準案 付録B B15項）

産業横断的指標カテゴリー
（S2基準案 第21項）

- (a) 温室効果ガス排出
- (b) 移行リスク
- (c) 物理的リスク
- (d) 気候関連の機会
- (e) 資本投下
- (f) 内部炭素価格
- (g) 報酬

産業横断的指標カテゴリーの開示に
用いられる産業別指標の例

- (c)物理的リスク
農産物産業における、水ストレスのある地域から供給される主要作物の割合
- (d)気候関連の機会
化学製品産業における、使用段階の資源効率を考慮して設計された製品から生じた売上高

重要性
(Materiality)

- ❖ 企業は、特定された指標及び目標が企業の企業価値を評価する上で情報の利用者にとって重要性がある（material）と結論付けた場合、特定の要求事項に関連する情報を開示しなければならない（S2基準案 付録B B6項）
- ❖ IFRSサステナビリティ開示基準で要求される特定の開示に重要性がない（not material）場合には、提供する必要はない（S1基準案 第60項）

廃棄物処理 Waste Management (IF-WM)

「廃棄物処理」産業には、家庭用、商業用及び工業用の顧客からのさまざまな種類の廃棄物の回収、保管、処分、リサイクル又は処理を行う企業が含まれる。

廃棄物の種類には、都市廃棄物、有害廃棄物、リサイクル可能素材、及び堆肥化可能素材又はオーガニック素材が含まれる。

主要な企業は垂直統合されていることが多く、廃棄物の回収から埋立て及びリサイクリングまでのさまざまなサービスを提供する一方で、他の企業は、医療廃棄物及び産業廃棄物の処理といった特化したサービスを提供する。

廃棄物発電事業は、別個の産業セグメントである。産業の一部のプレーヤーはまた、もっぱら大規模な工業用の顧客に対して、環境に関するエンジニアリング及びコンサルティングサービスを提供している。

トピック	コード	指標
温室効果ガス排出	IF-WM-110a.1	<ul style="list-style-type: none"> (1)グローバルでのスコープ1総排出 (2)排出規制下におけるスコープ1総排出の割合 (3)排出報告義務下におけるスコープ1総排出の割合
	IF-WM-110a.2	<ul style="list-style-type: none"> (1)発生した埋立地ガスの総量 (2)フレア処理された割合 (3)エネルギーに使用された割合
	IF-WM-110a.3	<ul style="list-style-type: none"> スコープ1 排出及びライフサイクルにわたる排出を管理するための長期的及び短期的な戦略又は計画、排出削減の目標並びにそれらの目標に対するパフォーマンスの分析についての説明
フリート燃料の管理	IF-WM-110b.1	<ul style="list-style-type: none"> (1)フリートの燃料消費量 (2)天然ガスの割合 (3)再生可能燃料の割合
	IF-WM-110b.2	<ul style="list-style-type: none"> フリートのうち代替燃料車の割合

埋立地ガスは非常に強力なメタンを含んでいるため、グローバルでの温室効果ガス（GHG）排出の重大な（significant）人為的原因である。

その結果、埋立地ガスは規制当局によって制限されることがしばしば要求される。

これらの排出は、埋立地ガスの収集効率の向上、制御装置、メタンの酸化の増大など、多額の（significant）資本的支出を必要とするさまざまな制御技術によって削減できる。

回収システムにより収集されたメタンは、フレア処理、エンジン又はタービン内で燃焼させ、もとの排出物の全体的な毒性及び効力を劇的に低減できる。

埋立地ガスの回収は、規制対象となっている大規模な埋立地の所有者及び事業者にとって特に重要（important）である。

この産業の廃棄物発電セグメントでオペレーションを展開する企業は、埋立地からの将来の排出の削減及び代替エネルギーの生成を通じて廃棄物のライフサイクルにおける排出を減らすことができるが、廃棄物発電施設のオペレーションによるスコープ1排出の増加に直面している。

全体として、GHG排出はこの産業に規制リスクをもたらし、オペレーションコスト及び資本的支出に影響（impacts）を与える可能性がある。

天然ガス及び廃棄物発電設備からのエネルギーの販売を通じて収益を生み出す可能性、及び、処理された埋立地ガスを使用して発電することにより燃料購入を削減できる可能性もある。

この問題のパフォーマンスは、新規の許可の確保又は既存の許可を更新（又はこの両方）する企業の能力に影響を与え（affect）、売上に影響を与える（impact）可能性がある。

コード： IF-WM- 110a.1.	指標： (1) グローバルでのスコープ1総排出	測定単位： CO ₂ 換算メートルトン
1	<p>京都議定書において対象とされる 7 種類の温室効果ガス (GHG) のグローバルでのスコープ 1 の温室効果ガス (GHG) の大気への総排出を開示する</p> <p>※7 種類の温室効果ガス：二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)、パーフルオロカーボン類 (PFCs)、六フッ化硫黄 (SF₆)、三フッ化窒素 (NF₃)</p>	
1.1	<p>すべてのGHG排出は、CO₂換算メートルトン単位で合算して開示する</p> <p>公開されている 100年間の時間軸の地球温暖化係数 (GWP: global warming potential) の値に従って計算する</p>	
1.2	<p>総排出：オフセット、クレジット又はその他の類似した排出削減若しくは排出補償のメカニズムを考慮する前の、大気中に排出されたGHG</p>	
2	<p>スコープ 1 排出は、世界資源研究所 (WRI) 及び持続可能な開発のための世界経済人会議 (WBCSD) によって公表された「温室効果ガスプロトコル：企業会計及び報告基準 (GHG プロトコル)、2004 年 3 月改訂版」に従って計算する</p>	
2.2	<p>GHG 排出データは、企業が財務報告データを連結する方法に従って連結及び開示する</p>	

コード： IF-WM- 110a.1.	指標： (2)排出規制下におけるスコープ1総排出の割合	測定単位： パーセンテージ(%)
3	<p>排出量を直接制限又は削減することを目的とした排出制限規制又はプログラムの対象となる、グローバルでのスコープ1GHG総排出の割合を開示する</p> <p>(例：キャップ・アンド・トレードスキーム、炭素税及びカーボン・プライシング・システム並びにその他の排出統制 (例：コマンド・アンド・コントロールアプローチ)、及び許可ベースのメカニズム)</p>	
3.2	<p>上記の割合は、排出制限規制の対象となるグローバルでのスコープ1のGHG排出 (CO₂換算メートルトン単位) の総量について、グローバルでのスコープ1のGHG排出の総量 (CO₂換算メートルトン単位) で除して計算する</p> <p>計算式の例：排出制限規制の対象となるグローバルでのスコープ1のGHG排出 ÷ グローバルでのスコープ1のGHG総排出</p>	
3.2.1	<p>複数の排出制限規制の対象となる排出は、これらの排出を一度だけ計算に含める</p>	
3.3	<p>排出制限規制の範囲からは、自主的な排出制限規制 (例：自主的な取引システム)、及び報告ベースの規制の対象となる排出は除外する</p>	

コード： IF-WM- 110a.1.	指標： (3)排出報告義務下におけるスコープ1総排出の割合	測定単位： パーセンテージ(%)
4	排出報告に基づく規制の対象となる、グローバルでのスコープ1のGHG総排出量の割合を開示する	
4.1	排出報告に基づく規制は、GHG排出データの規制当局又は一般市民（又はこの両方）への開示を要求するものの、生成される排出に係る制限、コスト、目標又は統制がない規制と定義する	
4.2	<p>上記の割合は、排出報告に基づく規制の対象となるグローバルでのスコープ1のGHG排出（CO2換算）の総量について、グローバルでのスコープ1のGHG排出の総量（CO2換算）で除して計算する</p> <p>計算式の例：排出報告に基づく規制の対象となるグローバルでのスコープ1のGHG排出 ÷ グローバルでのスコープ1のGHG総排出</p>	
4.2.1	複数の排出報告に基づく規制対象となる排出を一度だけ計上する	
6	<p>現在のCDP又は他の企業へのGHG排出の報告方法（例：国の規制上の開示プログラム）が、範囲及び使用した連結アプローチの点で異なる場合、企業はそれらの排出を開示する場合がある</p> <p>その場合であっても、主要な開示は上述のガイドラインに従う</p>	

コード： IF-WM- 110a.2.	指標： (1)発生した埋立地ガスの総量	測定単位： 百万英国熱量単位 (MMBtu)
1	自社が所有又は運営している施設から発生した埋立地ガスの総量を、百万英国熱量単位 (MMBtu) で開示する	
1.1	埋立地ガスは、埋立地における廃棄物の嫌気性分解の結果として生成されるガスと定義する	

コード： IF-WM- 110a.2.	指標： (2)フレア処理された割合	測定単位： パーセンテージ(%)
2	フレア処理された埋立地ガスの割合を開示する	
2.1	<p>上記の割合は、フレア処理された埋立地ガスの量 (MMBtu 単位) について、発生した埋立地ガスの総量 (MMBtu 単位) で除して計算する</p> <p>計算式の例：フレア処理された埋立地ガスの量 ÷ 発生した埋立地ガスの総量</p>	
2.1.1	<p>フレア処理された埋立地ガスには、空気噴射によってフレア処理されたガスが含まれ、火及びその火の周りの制御されていない外気又は完全に燃焼させるためにフレアに吹き込まれる燃焼用空気 (又はこの両方) を使用することにより燃焼されたガスと定義する</p>	

コード : IF-WM-110a.2.	指標 : (3)エネルギーに使用された割合	測定単位 : パーセンテージ(%)
3	エネルギーに使用された埋立地ガスの割合を開示する	
3.1	上記の割合は、回収されエネルギーに使用された埋立地ガスの量 (MMBtu 単位) について、発生した埋立地ガスの総量 (MMBtu 単位) で除して計算する 計算式の例：回収されエネルギーに使用された埋立地ガスの量 ÷ 発生した埋立地ガスの総量	
3.1.1	エネルギーに使用される埋立地ガスには、現場 (on-site) エネルギー又は熱生産で使用するために燃焼されるガス、オフサイト (off-site) 燃焼のためにパイプラインを通じて運ばれるガス、及び他の現場 (on-site) あるいはオフサイト (off-site) での燃料としての使用が含まれる	

<p>コード： IF-WM- 110a.2.</p>	<p>補足事項</p>
<p>4</p>	<p>発生した埋立地ガスの量、フレア処理された割合及びエネルギーに使用された割合の計算方法を開示する</p>

コード： IF-WM- 110a.3.	指標： スコープ1 排出及びライフサイクルにわたる排出を管理するための の長期的及び短期的な戦略又は計画、排出削減の目標並びにそれ らの目標に対するパフォーマンスの分析についての説明	測定単位： 該当なし
1	スコープ 1 温室効果ガス (GHG) 排出を管理するための長期的及び短期的な戦略並びに計画 について説明する	
1.1	スコープ 1 排出は、世界資源研究所 (WRI) 及び持続可能な開発のための世界経済人会議 (WBCSD) によって公表された「温室効果ガスプロトコル：企業会計及び報告基準 (GHG プロトコル)、2004 年 3 月改訂版」において定義されている	
1.2	温室効果ガス (GHG) 排出の範囲には、京都議定書において対象とされる7種類の温室効果ガ ス－ (二酸化炭素 (CO ₂)、メタン (CH ₄)、一酸化二窒素 (N ₂ O)、ハイドロフルオロカー ボン類 (HFCs)、パーフルオロカーボン類 (PFCs)、六フッ化硫黄 (SF ₆) 及び三フッ化窒 素 (NF ₃) – を含める	
2	ライフサイクルにわたる GHG 排出を、自社のスコープ1排出の管理及び全体的な事業戦略に どのように組み込むかについて説明する	
3	以下を含む、ライフサイクルにわたる排出及びスコープ1排出から生じるリスク及び機会につ いて説明する	
3.1	<ul style="list-style-type: none"> 埋立地に起因する長期にわたる将来のスコープ1排出から生じるリスク 	
3.2	<ul style="list-style-type: none"> WTE 施設に起因するスコープ1排出の短期的な増加から生じるリスク 	
3.3	<ul style="list-style-type: none"> WTE 施設、リサイクル及び堆肥化に起因するライフサイクルにわたる排出の長期的な減少 から生じる機会 	

コード : IF-WM- 110a.3.	指標 : スコープ1 排出及びライフサイクルにわたる排出を管理するための 長期的及び短期的な戦略又は計画、排出削減の目標並びにそれ らの目標に対するパフォーマンスの分析についての説明	測定単位 : 該当なし
4 4.1 4.2 4.3 4.4 4.5 4.6	<p>排出削減目標について説明する</p> <p>関連する場合は、以下を含め、目標に対するパフォーマンスを分析する</p> <ul style="list-style-type: none"> • 排出削減目標の範囲 • 目標が絶対量ベース又は原単位ベースのいずれであるか、及び目標が原単位ベースの目標である場合は指標の分母 • 基準年に対する削減率 • 削減活動のタイムライン（開始年、目標年及び基準年を含む） • 目標を達成するためのメカニズム • 目標年の排出若しくは基準年の排出が遡及的に再計算された（若しくは再計算される可能性がある）、すべての状況 • 又は目標年若しくは基準年が再設定された、すべての状況 	

コード： IF-WM- 110a.3.	指標： スコープ1 排出及びライフサイクルにわたる排出を管理するための の長期的及び短期的な戦略又は計画、排出削減の目標並びにそれ らの目標に対するパフォーマンスの分析についての説明	測定単位： 該当なし
5	計画又は目標（又はこの両方）を達成するために必要な活動及び投資について説明する 計画又は目標（又はこの両方）の達成に影響を与える（affect）可能性のあるリスク又は制限 要因について説明する	
6	戦略、計画又は削減目標（又はこれらの複数のもの）の範囲について説明する （例：それらがどのようにさまざまな事業単位、地域又は排出源に関連しているか）	
7	戦略、計画又は削減目標（又はこれらの複数のもの）が、排出制限又は排出報告ベース（又は この両方）のプログラム又は規制に関連している（related to）か又は関係している （associated with）かを説明する （例：EU 域内排出量取引制度、ケベック州キャップ・アンド・トレード制度、カリフォルニア州キャップ・アンド・トレード・プログラム）	
8	戦略、計画又は削減目標（又はこれらの複数のもの）の開示は、報告期間中に進行中（活動 中）であった又は完了した活動に限定する	

「廃棄物処理」産業の多くの企業が、廃棄物の収集及び移送のために大規模な車両フリートを所有し運営している。

車両フリートの燃料消費は、営業コスト及び関連する資本的支出の両方の観点から、この産業の重要な (significant) 費用である。

化石燃料の消費は、気候変動及び汚染を含め、環境上の影響 (impacts) に寄与する可能性がある。

環境へのこれらの影響 (impacts) は、規制へのエクスポージャー及び新規契約提案の競争力を通じて廃棄物処理企業に影響を与える (affect) 可能性がある。

燃料購入のヘッジは、フリート燃料のリスクを管理するために使用される一般的なツールである。

しかし、ますます多くの廃棄物処理企業が、より燃料効率の高いフリートに性能向上 (upgrading) したり、天然ガス車に切り替えたりしている。

燃焼による大気汚染の少ないフリートは、**交通量の多い廃棄物処理施設の近くに住むコミュニティにとっても好ましいと考えられる**場合がある。

コード : IF-WM-110b.1.	指標 : (1)フリートの燃料消費量	測定単位 : ギガジュール(GJ)
1	フリート車両による消費燃料の総量を、ギガジュール (GJ) 単位で集計して開示する	
1.1	消費された燃料の計算方法は、実際に消費された燃料に基づく	

コード： IF-WM- 110b.1.	指標： (2)天然ガスの割合	測定単位： パーセンテージ(%)
2	消費された燃料のうち天然ガスが占める割合を開示する	
2.1	上記の割合は、消費された天然ガスの量（GJ 単位）について、消費された燃料の総量（GJ 単位）で除して計算する 計算式の例：消費された天然ガスの量 ÷ 消費された燃料の総量	

コード： IF-WM- 110b.1.	指標： (3)再生可能燃料の割合	測定単位： パーセンテージ(%)
3	消費された燃料のうち再生可能燃料の占める割合を開示する	
3.1	再生可能燃料は、以下の要件のすべてを満たす燃料と定義する	
3.1.1	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能なバイオマスから生産されたもの 	
3.1.2	<ul style="list-style-type: none"> 輸送用燃料、暖房用燃料油、又はジェット燃料に含まれる化石燃料の代替又は削減のために使用されるもの 	
3.1.3	<ul style="list-style-type: none"> ライフサイクル・ベースでの温室効果ガス（GHG）排出の純減を達成したもの 	
3.2	燃料が再生可能かどうかを判断するために使用した基準又は規制を開示する	
3.3	<p>上記の割合は、再生可能燃料の消費量（GJ 単位）について、燃料の総消費量（GJ 単位）で除して計算する</p> <p>計算式の例：再生可能燃料の消費量 ÷ 燃料の総消費量</p>	

コード： IF-WM- 110b.1.	補足事項
5	燃料からのエネルギー消費量を計算する際、企業は、直接測定された又は気候変動に関する政府間パネルから取得された、総発熱量（GCV）としても知られる高位発熱量（HHV）を使用する
6	燃料使用量のための HHV の使用など、この開示で報告するすべてのデータに対して、換算係数を一貫して適用する

コード： IF-WM- 110b.2.	指標： フリートのうち代替燃料車の割合	測定単位： パーセンテージ(%)
1	自社のフリート車両のうち代替燃料車の割合を開示する	
1.1	代替燃料車は、バイオディーゼル、変性アルコール、電気、水素、メタノール、最大 85%のメタノール又は変性エタノールを含む混合物、天然ガス又はプロパンを動力源とする車両と定義する	
1.2	上記の割合は、自社のフリートのうち代替エネルギー車の数について、フリート車両の総数で除して計算する 計算式の例：自社のフリートのうち代替エネルギー車の数 ÷ フリート車両の総数	

コード	活動指標	カテゴリー	測定単位
IF-WM-000.A	以下のカテゴリー別の顧客数		
	(1)自治体	定量	数
	(2)商業用	定量	数
	(3)工業用	定量	数
	(4)家庭用	定量	数
	(5)その他	定量	数

IF-WM-000.Aに関する注記

- 「家庭用」の範囲には、企業と直接契約している家庭用顧客のみを含めなければならない。この開示の目的のためには、自治体との契約を通じてサービスを受ける家庭用顧客は、「自治体」カテゴリーとみなされなければならない。それぞれの顧客種別の範囲は、企業の財務報告と整合していなければならない。

コード	活動指標	カテゴリー	測定単位
IF-WM-000.B	車両フリートの数	定量	数
IF-WM-000.C	以下の数：		
	(1)埋立地、	定量	数
	(2)ごみ処理場	定量	数
	(3)リサイクルセンター	定量	数
	(4)堆肥化センター	定量	数
	(5)焼却炉	定量	数
	(6)その他のすべての施設	定量	数

IF-WM-000.Cに関する注記

- それぞれの顧客種別の範囲は、企業の財務報告と整合していなければならない。

コード	活動指標	カテゴリ	測定単位
IF-WM-000.D	顧客カテゴリー別の、管理される材料の総量		
	(1)自治体	定量	メートルトン(t)
	(2)商業用	定量	メートルトン(t)
	(3)工業用	定量	メートルトン(t)
	(4)家庭用	定量	メートルトン(t)
	(5)その他	定量	メートルトン(t)

IF-WM-000.Dに関する注記

- それぞれの顧客種別の範囲は、企業の財務報告と整合していなければならない。

